

## 電気通信大学知的財産マネージャーに関する規程

平成22年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学(以下「本学」という。)に置く知的財産マネージャーの取扱いについて定めるものとする。

(職務内容)

第2条 知的財産マネージャーは、本学における知的財産の創出、取得、管理、活用に係るマネジメントを行うことを職務とする。

(就業規則の適用)

第3条 年俸制を適用する知的財産マネージャーについては、国立大学法人電気通信大学 特定任期付職員就業規則を適用する。

2 1年以内の期間を定めて雇用する知的財産マネージャーであって、他の就業規則の適用を受けない知的財産マネージャーについては、国立大学法人電気通信大学非常勤職員就業規則を適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。